

令和3年度京都府食品衛生監視指導計画（案）に対する意見と府の考え方

項目	意見	府の考え方
1 重点的 取組	<p>HACCPによる衛生管理が、2020年6月から原則すべての食品など事業者に対して義務付けされます。特に中小・零細規模の食品加工・製造等の事業者が、HACCPシステムの対応について確実に進めていけるように、国、関連業界団体とも連携して丁寧な支援事業を進めてください。</p> <p>また、HACCPシステムについては、消費者の理解が十分に広がっているとは思われません。消費者向けの学習会等の機会を設け、理解が進むように啓発・広報活動を強めてほしいと考えます。</p>	<p>引き続き、研修会等を開催するとともに、業界団体が作成している業種別手引書等を活用して、関係団体とも連携を図りつつ、事業者への指導、助言を行うなど、各事業者の到達度に応じた丁寧な支援を実施していきます。</p> <p>また、HACCPの導入について消費者の理解を深めるため、引き続き府ホームページによる情報発信等により周知・啓発を行ってまいります。</p>
2	<p>HACCPに沿った衛生管理について、とりわけ小規模事業者等に対する導入支援の困難が予想されます。認可、認定ではなく事業者や業界団体の自主的な取り組みとして行われる以上曖昧さが残り、思うような効果が得られない心配があります。衛生管理の質の向上を図るのであれば、一定のセルフチェック項目を定め、どこまで出来ているかの申告制（強制力を持たせる持たせないは別）にして、どれだけの事業者がどこまで到達しているか？など把握をした上で到達度に応じた支援を実施することを求めます。</p>	
3	<p>乳幼児から成人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えています。なかには、死に至るほど重篤な症状のかたもおられます。食物アレルギーを抱える人にとって、アレルギー物質の混入や正しく表示されているかどうかについては大きな不安があります。アレルギー表示については食品の安全性確保に関する情報として大変重要な情報であ</p>	<p>令和2年4月1日からアレルギー表示の新基準が完全施行されたことから、引き続き、関係部局と緊密な連携を図りながら、アレルギー表示の適正化に向けた監視指導や普及啓発を実施してまいります。</p> <p>また、令和3年度はアレルギー物質に係る収去検査の検体数を増加することと</p>

		り、表示に係る監視指導を強めてほしいと考えます。	しており、流通食品の表示についてより一層の適正化を図ります。
4		現在飲食店でのアレルギー表示の義務はありませんが、消費者の立場からすると、積極的に表示を行っている飲食店は安心できます。アレルギー表示を行っている飲食店の奨励等行う取り組みがあれば良いと考えます。	飲食店で提供される食品には、アレルギー表示の義務はありませんが、健康被害防止のために、食物アレルギー疾患を有する方に対する情報提供の充実を図ることが望ましいと考えます。 健康福祉部では、食の健康づくりの取り組みの一環として、アレルギー表示をしている飲食店を「きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店」として、店舗情報等を登録しています。登録店舗にはステッカーを交付すると共に、府ホームページにおいて公表してまいります。
5		イノシシやシカといった野生鳥獣による農林水産物等への被害が深刻化していることから、捕獲した野生鳥獣の肉を食用として活用されることが増加しています。野生鳥獣の処理については、牛や豚等の家畜の処理と異なり「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が策定されています。食用として安全に利用することができるように、「ガイドライン」に基づく衛生管理上の監視、指導、点検を強めてほしいと考えます。	農林部局と連携しながら、引き続き関係事業者に対する監視指導に取り組むことといたします。 また、令和3年度も野生鳥獣肉に係る収去検査を継続して実施することとしております。
6	実施体制	京都府と京都市とが緊密に連携をして共に成果を出されることを期待します。	今後も京都市と情報共有を密に行いながら連携して効果的な監視指導を行うとともに、近隣自治体や関係団体とも連携してまいります。
7		広域的な食中毒事案が発生した場合などの広域連携は大変有効だと思います。年に1度、定例でも開催されると聞きましたが、有効性を高めるためには、日常的なコミュニケーションが重要だと思います。災害時の対応窓口なども含め、いざと言う時の対応について日常的に情報	広域的な食中毒事案の発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう、食品衛生法に基づき設置された広域連携協議会を活用して国や自治体との連携を図ってまいります。

		交換を行って欲しい。	
8	監視指導の実施方法	<p>食中毒予防推進強化月間が7月1日～9月30日とされています。昨今の地球温暖化傾向を踏まえ、6月～10月に期間を延長して広く府民に注意喚起されると共に、給食施設・製造施設等への予防啓発や監視・指導を強めてほしいと考えます。</p>	<p>現在実施している食中毒予防推進強化期間の取組は、厚生労働省及び消費者庁が例年8月に実施している夏期一斉取締りに合わせて、本府が独自に取組期間を7～9月の3カ月間に延長して実施しているものです。</p> <p>御意見のとおり6月及び10月にも暑い日がありますが、取組を集中して効果的に実施していくため、現状の取組期間を維持していくこととしています。</p> <p>なお、給食施設、製造施設をはじめとする食品関係施設への監視指導については強化期間のみならず、年間通じて実施しております。</p>
9		<p>食中毒事故等の発生の多い時期等の食中毒注意報などを発令するなど、注意喚起及び啓発の強化策として、従来の情報インフラに加え、若い世代へはInstagram、幅広い層には、ラインニュースなどでの情報発信が有効かと考えます。</p>	<p>本府では、食中毒が多発する7～9月及び11月～3月までの期間において、一定の条件を満たした場合に食中毒注意報を発令しています。</p> <p>食中毒注意報の発令は、報道発表、府ホームページへの掲載、防災情報メール、横断幕の掲出等、様々な方法により周知しており、引き続きより効果的な情報発信についてを検討してまいります。</p>
10		<p>カンピロバクターによる食中毒についてとりわけ若年層への啓発を重視し、鶏肉の生食（加熱不足）の危険性の啓発が重要です。飲食店や鶏肉販売時の注意喚起の協力を強めて欲しい。</p>	<p>カンピロバクターによる食中毒については、飲食店や鶏肉の販売業者等への監視指導時に、事業者に対する衛生管理の指導に加え、消費者への注意喚起の重要性についても啓発しています。引き続き、カンピロバクターによる食中毒の予防に向けた取組を推進してまいります。</p>
11		<p>日欧EPAやTPPの発効に伴い、今後さらに輸入食品が増加する傾向にあります。食の安全を確保するための重要な課題として、国に対し輸入食品の安全性確保の取組みについて一層充実、強化することを要望していただくことに加え、京都府内に流通している輸入食品の収去</p>	<p>国に対し、引き続き輸入食品に対する検査体制の強化等について要望してまいります。</p> <p>また、御意見を踏まえ、令和3年度の収去計画では、引き続き輸入食品を130検体収去検査するとともに、検査結果を</p>

		<p>検査も引き続き強めてほしいと考えます。</p> <p>※EPA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定</p> <p>※TPP：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計 12 か国で高い水準の、野心的で、包括的な、バランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定。2017年に米国が離脱し、米国以外の 11 か国で協議を行い、2018年12月に発効</p>	<p>府ホームページにおいて定期的に公表してまいります。</p>
12	<p>情報及び意見の交換 (リスクコミュニケーション)</p>	<p>消費者の食の安心・安全の不安を解消する取組みのひとつとして、リスクコミュニケーションの役割が重要です。</p> <p>「生産から消費まで、食品衛生に係る情報の提供や意見交換が行えるよう取り組む」とありますので一層の充実をお願いします。リスクコミュニケーションのテーマとしては、食品添加物、農薬、食中毒、健康食品、遺伝子組み換え食品、輸入食品、食品表示等について要望します。</p>	<p>関係部局と連携を図りながら消費者のニーズを十分に踏まえ、引き続きリスクコミュニケーションを実施してまいります。</p>